

官報

号外 昭和二十六年二月十一日

○第十回参議院會議録第十二号

昭和二十六年二月十日(土曜日)午前十一時十九分開議

議事日程 第十一号

昭和二十六年二月十日

午前十時開議

第一 公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案
(荒木正三郎君外十名発議)
(委員長報告)

○議長(佐藤寅次郎) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る六日委員長から左の報告書を提出した。

厚生委員会諸般審査報告書第一号同

特別報告第一号

厚生委員会陳情審査報告書第一号同

特別報告第一号

去る七日議員から左の議案を提出し

た。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名発議)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

社会教育法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

行政書士法案

同日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 杉山 昌作君(山崎恒君の補欠)

去る六日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

地方行政調査委員会委員長 神戸 正雄君

地方行政調査委員会委員長 鶴澤 總明君

地方行政調査委員会委員長 高橋誠一郎君

地方行政調査委員会委員長 杉村章三郎君

地方行政調査委員会委員長 湯河 元威君

地方行政調査委員会委員長 大野 連治君

地方行政調査委員会委員長 松尾 靜麿君

地方行政調査委員会委員長 平川 守君

地方行政調査委員会委員長 守君

去る七日内閣総理大臣から、地方行政調査委員会議長神戸正雄君外七名(前掲議長承認の通り)を第十回閣会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨九日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

登録税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

骨牌税法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案

開折者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

大蔵委員会に付託

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

る法律案可決報告書
一昨八日委員長から左の報告書を提出した。

厚生委員会諸般審査報告書第二号同

特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号同

特別報告第二号

本日議員千田正君外十八名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査に關し国際連合に謝意を表明することに關する決議案

○議長(佐藤寅次郎) これより本日の會議を開きます。

この際お諮りいたします。工藤鏡男君から病氣のため八日間請假の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤寅次郎) 次に諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

○議長(佐藤寅次郎) 次にお諮りいたします。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

運輸委員長から、日本国有鉄道の新
機構移行後における実情を実地調査す
るため、栃木県及び群馬県に、岡田信
次君、菊川孝夫君、前之園喜一郎君
を、本月十七日より二日間の日程を以
て派遣したいとの要求がございま
した。これら三名の議員を派遣するこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。よつて議員派遣の件は決定い
たしました。

○議長(佐藤尚武君) 次に議員派遣変
更の件についてお諮りいたします。過
般決定いたしました新給與法の勤務地
手当支給地域の区分に關し実地調査の
ための議員派遣中、森田豊壽君を加藤
武徳君に変更したい旨、人事委員
長から申出がございました。これを許
可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。よつて議員派遣変更の件は決
定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に

追加して、未帰還同胞の引揚促進並び
に実地調査に關し國際連合に謝意を表
明することに關する決議案、千田正君
外十八名が発議いたしましたる委員会
審査省略要求事件を議題とすることに
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。本決議案につきましては千田
正君外十八名より委員会審査省略の要
求書が提出されております。發議者要
求の通り委員会審査を省略し、直ちに
本決議案の審議に入ることに御異議ご
ざいせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。よつてこれより發議者に対し
趣旨説明の発言を許します。千田正
君。

未帰還同胞の引揚促進並びに実地
調査に關し國際連合に謝意を表明
することに關する決議案
右の議案を發議する。

昭和二十六年二月十日
發議者

千田 正 石川 榮一
大谷 隆淵 草葉 隆圓

長島 銀藏 安井 謙
木村 守江 内村 清次
小酒井義男 曾根 益
森崎 隆 成瀬 隆治
飯島連次郎 高良 とみ
杉山 昌作 鈴木 直人
木内キヤウ 紅雲 みつ
堀 眞翠

参議院議長佐藤尚武殿

未帰還同胞の引揚促進並びに実
地調査に關し國際連合に謝意を
表明することに關する決議

同胞引揚に關する諸問題解決につ
いて、終戦以來五年有余にわたる連
合国の終始変らない好意は、日本国
民として衷心より感謝に堪えないと
ころである。

さきに第七回国会において、未帰
還同胞の引揚促進並びに実地調査等
を國際連合を通じて行うことを懇請
する決議が議決されるや、連合国
軍總司令部は、直ちにその趣を國
際連合に伝達せられ、且つ、戦時捕
虜問題の審議に際しては、特にわが
國より三名の代表が非公式とはいえ
オブザーバーとして出席を許された

ことについては日本国民の感銘殊に
深いものがある。

第五回国際連合總會において、戦時
捕虜問題を人道上的見地から広く國
際的平和的に解決するための措置が
採られたことにより、國民はひと
しく感激を新たにし、既にその肉親
との再会に光明を失つていた留守家
族は更に希望を新たにするに至つ
た。

國民はこの國際連合總會の決定が
捕虜問題を平和的に解決する最後の
途であることを信じ、一寸しに今後
の成行きに絶大の期待をかけてい
る。この措置によつて、未帰還同胞
及び抑留中死亡した者についての調
査が今後綿密に進められ、且つ、残
留者の帰還が一日も速やかに完了す
ることは日本國民の念願である。

本院はここに院議をもつて、わが
國民を代表し、世界の平和及び基本
的人権と自由の擁護の高い理想に基
く國際連合の努力に対し深甚なる感
謝の意を表明する。
右決議する。

〔千田正君發議、拍手〕
○千田正君 只今議題となりました
未帰還同胞の引揚促進並びに実地調
査に關し國際連合に謝意を表明するこ
とに關する決議案につきまして、提案の
趣旨を説明いたします。

先ず案文を朗讀いたします。

未帰還同胞の引揚促進並びに実
地調査に關し國際連合に謝意を
表明することに關する決議

同胞引揚に關する諸問題解決につ
いて、終戦以來五年有余にわたる連
合国の終始変らない好意は日本國民
として衷心より感謝に堪えないとこ
ろである。

さきに第七回国会において、未帰
還同胞の引揚促進並びに実地調査等
を國際連合を通じて行うことを懇請
する決議が議決されるや、連合国軍
總司令部は、直ちにその趣を國際
連合に伝達せられ、且つ戦時捕虜問
題の審議に際しては、特に我が國よ
り三名の代表が非公式とはいえオブ
ザーバーとして出席を許されたこと
については、日本國民の感銘殊に深
いものがある。

第五回国際連合總會において、戦

時捕虜問題を人道上の見地から広く国際的平和的に解決するための措置が採択されたことにより、国民はひとしく感激を新にし、既にその肉身との再会に光明を失つていた留守家族は更に希望を新にするに至つた。

国民はこの国際連合総会の決定が捕虜問題を平和的に解決する最後の途であることを信じ、一すじに今後の成行きに絶大の期待をかけている。この措置によつて、未帰還同胞及び抑留中死亡した者についての調査が今後綿密に進められ、且つ残留者の帰還が一日も速かに完了することとは、日本国民の念願である。

本院はここに院議をもつて、わが国民を代表し、世界の平和及び基本的人権と自由の擁護の高い理想に基づく国際連合の努力に対し深甚なる感謝の意を表明する。

右決議する。

海外残留者の引揚は、終戦直後より引続き行われたのであります。が、集団引揚につきましては、昨年の二月シベリア方面よりの引揚がありまして以来全く中止されたのであります。政府発表によりますと、三十万を超

えまする未帰還者の消息は、その後、否として不明なのであります。以来留守家族の不安動搖は極度に達したのございますが、かような状況におきまして、昨年の五月二日、第七回国会の末期に、本議場におきまして、引揚の促進、残留者と死者の実情調査につきまして、いよいよ最後に残された途としては、国際連合に訴えるのほかならぬということになりまして、未帰還同胞の引揚促進並びに実情調査を国際連合を通じて行うことを懇請する決議が提案せられ、大多数の賛成を以て採択されたのであります。

右の決議は連合国軍総司令部の好意により直ちに国際連合に送達され、国際連合におきましては、各段階、各種の経緯を経て、遂に去る十二月十四日、捕虜問題の平和的解決のための措置という決議が、総会におきまして大多数の国の賛成を得て採択せらるるに至つたのであります。この間、英、露、米三国の特別な努力その他の詳細なる消息は、連合国の好意によつて特に国際連合総会に非公式とはいえオブザーバーとして出席を許されましたところの、我が国民代表から、本院の引

揚問題に関する特別委員会におきまして極めて詳細に報告がなされたのであります。この報告を聞きまして、国際連合が我が未帰還同胞の問題に了解を深めまして、いよいよ真剣に問題解決に乗り出すことになつたことは明らかであります。国民諸君と共に誠に感銘すべき事柄であると信ずるものであります。

この国際連合総会における決議におきましては、その本文中にあります通り、「今なお捕虜を抑留している諸政府に対し、これを速やかに帰還せしむべきことを要する」と共に、「本年四月三十日までに、今なお抑留中の捕虜、抑留中死亡した捕虜の消息を公表することを要求し、」且つこの捕虜問題を平和的に解決するために、三人から成る特別委員会の設置を定めているのであります。

改めて申上げるまでもなく、私どものこの問題は、今日のところ解決の緒についたばかりではあります。が、国連の手を通じまして解決を図ることが、今日の日本として、もはや真に最後の手段であることを確信いたしました。て、全国民殊に留守家族は、国連総会

のこの決議と、三人委員会の活動とに、一道の光明を認め、これに全幅の信頼をかけておるのであります。

かように我が国の捕虜問題が国際連合諸国間に真剣に問題とせられ、その解決の方向が示さるるに至りましたことは、我が国民の国家再建の努力が国際連合の間に認められ、国際的の仲間入りをした第一歩となつたものであります。その基礎をなすものは、我が国民が終戦以来、ボツダ宣言を忠実に守り、或る場合には真に歯を食いしばつて、堪えがたきを堪え、平和と日本建設のため拂つた莫大なる努力の結果にはかならないことは、特に申すまでもないところと存するのであります。

今回の捕虜問題に関する国連総会の決議は、その冒頭に謳つてあります通り、「問題を解決するに当り、国際協力を達成し、すべての人に對する人権及び基本的自由の尊重を助長奨励すること」を目的とした高遠なる理想に根柢を置くものであります。かような理想に導かれる方向をその進路とする我が国の努力、国民の真情に応えたものでありますことは、誠に感激に

堪えないものであります。若し問題の調査のため国連より我が国に調査員を派遣せられるようなことである場合におきましては、朝野を挙げましてこれに協力すべきことは勿論であると思ふのであります。かような国際連合の真剣なる盡力に對しては、留守家族のみならず、国民を挙げて感謝すべきであると信ずるものであります。世界の如何なる国に抑留されておるとも、最後の一人まで還るといふことを念願いたしまして、何とぞこの本決議に皆様の心からなる御賛同をお願いいたします。私の趣旨の説明に代える次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に對し、討論の通告がございます。発言を許します。衆議院一君。

(衆議院一君登壇、拍手)

○衆議院一君 私は日本共産党を代表して、只今上程されております決議案に反対の意を表するものであります。(怪しからん)「何だ」「聞け」と呼ぶ者あり。

提出されております決議案によりまして、第七国会、昨年の五月二日、この参議院議場において決議されました

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議、これに基いておるのであります。そうして、この決議の内容が多少修正されました、今回第五回國際連合の總會においてこれを解決するための措置が採られた、それに対する感謝をしようというのが、只今の議題の内容なのであります。

私はこの提案されております決議に二つの点から反対するものであります。その第一は、これはかかる問題を國連で取上げるといふことは、國連憲章百七條に違反するといふ点であります。(「そんなことないぞ」と呼ぶ者あり) 國連憲章百七條を読み上げてみますと、「この憲章の如何なる規定も、第二次世界大戦中にこの憲章の署名國の敵であつた國に關する行動であつて、それについて責任を有する政府が右の戦争の結果として執り、又は許可したものを、無効にし、又は排除するものではない。」という、非常にわかりにくい文章なんでありますが、これをもう一度分解してみますと、「この憲章の署名國の敵であつた國」、この場合日

本であります。それから「それについて責任を有する政府」、この只今の問題によつて、これはソ同盟になつております。(「國連の解釈は國連でやつてくれ」と呼ぶ者あり) 右の戦争の結果として執り、又は許可したものの、これは捕虜送還の問題であります。結局、國連憲章の百七條の言つておるのは、旧敵國に對して責任を有する政府が戦争の結果としてつた行動に干渉することができない、そういうことを國連で取上げるべきことではないといふことを規定しておるのであります。然らば捕虜送還の問題は何によつて國際的に処理せられるべきものであるか。それは一九四六年十二月十九日に決定されております捕虜送還に關する米ソ協定「そんなこと國連で言え」と呼ぶ者あり)であります。これはマツカーサー元帥とデレビヤンコ中将が協定して作成されたものであります。これに基きまして、四九年四月には年内完了の正式発表があり、十一月には完了し、「完了していないぞ」と呼ぶ者あり)五〇年五月には、タス通信によつて、ソ同盟政府の送還完了の正式発表

がなされたのであります。そこで、今「日本人か」「何だ」「そう怒るな」「遺家族が泣いているぞ」と呼ぶ者あり)野次があるようですから、「野次ではない」と呼ぶ者あり)それに対する解明のために、「國民の叫びだ」と呼ぶ者あり)ここにおられる議員の約半数しか参加になつておりませんが、第七國會の決議の極く主要な点を讀み返して見ますと、こういうことなのであります。

「日本國民は終戦以來ボツダム宣言を忠実に履行して今日に至つた。然るに終戦以來五カ年になん／＼とする今日なお三十有余万名の日本人がソ連並びにソ連勢力下にある地域、シベリヤ、樺太、北鮮、大連、並びに中共地区を含む」に残留せしめられ、生死不明の状況にある。政府は總司令部を通じて、ソ連に對し、しばしば正式の報告を求めたにもかかわらず、ソ連より何ら正式の報告がないので、今や留守家族は勿論、全日本國民の心痛は、その極に達している。本院は、ここに院議をもつて、わが國民のこの氣持を代表し、連合國最高司令官に對し、國際連合を通じて世界の正義と輿論に訴え、本件の速かな解決のため」云々と、こういうふうに言つておるのであります。ところで、この内容は、一言にして言つて、反ソ、反共の言葉を以て貫かれておるのであります。これを「何を」と呼ぶ者あり)それを非公式オブザーバーとして三名出られましたそのうちの中山マサ議員の報告によりまして、イランその他のアラビア・プロックは、今、私の讀み上げました第七國會で議決されました、この要請の内容をそのまま取上げるとは政治的な意圖を持つものであり、これを若し取上げるとすれば、戦争の糸口になる虞れがあるから、これを取上げてはいけないといふことをイランその他のアラビア・プロックが表明して「そんなことない」と呼ぶ者あり)おられます。それは中山マサ議員の報告であります。それから、この採決に際しましては、ソ同盟、その他五カ國が反對し、インドその他八カ國が棄権をいたしております。

(「反對のことだけ言わないで、賛成はなんぼあるか、賛成のことを言え」「四十三カ國」と呼ぶ者あり)國際連合は諸君の御承知の通り多數決を以て積車を押す場所ではございません。(「正論じやないか」と呼ぶ者あり、笑聲)これは第一次大戦後の國際連盟の弱点を露呈し、資本主義と社会主義の二つの体制が平和のうちに存立できるという建前の下に、スターリン、ルーズヴェルトその他によつて作られたものであります。最も重要な安保理事會のごときは拒否権を認め、五大國の一致した意見のない限りは何事も力を以てこれを押すことはしないといふようなふうの内容がきまつておるのも、全く國際連合が、「それがどうした」「黙れ」と呼ぶ者あり)國際連合が多數決を以て戦争に巻き込む機關でなくして、資本主義と社会主義との二つの機構が平和のうちに存立し得るといふ建前から、五大國の意見と一致の上で世界平和を促進しようとする機關なのであります。

(「平和を攪乱するじやないか」「決議とは關係ない、ソ連に行つてやれ」と呼ぶ者あり)そこで、私が先ほど送還は完了されたと申しましたところ、ノーの戸があらりましたが、ソ連政府の正式な発表は、送還された者五十一万余、残留者としては戦犯が千四百八十

余、残留者としては戦犯が千四百八十

余、残留者としては戦犯が千四百八十

余、残留者としては戦犯が千四百八十

七名、重病者が九人、中国に戦犯で引渡し九百七十一名、「死亡者は」と呼ぶ者あり）そうして死亡者関係が若干、これはタス通信の（笑）若干（何を言っているんだ」と呼ぶ者あり）これはタス通信の報告によりまして、不明なる部分が、政府の調査によりまして、一万二百四十四という数字が政府の資料によりましてと読みとられるのであります、この不明或いは亡くなられたかたに對しましては、先般引揚者団体が民主団体の斡旋で会われましたときに、キスレンコ將軍から、これは戦友を通して氏名が報告されており、又国際赤十字本社に通知がしてあるということを言明いたしてあります。（反対の論旨を言えと呼ぶ者あり）

「反対の論旨を言え」と呼ぶ者あり）そうして三十七万の残留の外務省のこの内容は、シベリアが二十三万二千、樺太が七万九千、満洲が六万と、こういう驚くべき内容になつておるのではありません。（驚くよ」と呼ぶ者あり）荒唐無稽な点において驚くべき内容なのであります。然らばその他の地域はどうなつておるかと申しますと、これを私が政府委員に對して直接尋ねま

したところ、満洲を除く中国百五十余万、その全部引揚げた。台湾の約四十八万は全部引揚げて、残りはゼロである。北鮮の約六十万、これも残りゼロ。南鮮三十二万、これもゼロである。フィリピン、マレー、ビルマ、仏印、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、ニューギニアはいずれも日本人は一人も残っていない。これが政府の報告であります。而も全世界の日本と交戦いたしました国のうち、送還した数字はつきり発表いたしました国はソ同盟だけで、その他の国はいずれも正式の発表さえいたしていないのがその真相なのであります。そうして三十七万に

つきまして吉田総理は、これは架空の数字であると答えておる。それから政府の当局は手の届くは見せられぬと言つておる。私が草葉政務次官に委員会で質しますと、これを語られない。答えられない。科学的な説明ができない。（時間々々）十分過ぎた「申訳ないと言いなさい」良心があるか「日本人か君は日本人の遺家族の心を知らんか。君は冷然だね」と呼ぶ者あり）これを要するに、この参議院が第一

回から七回に至る、そうして七回の決議にまで至りました一連の行動は、世間へ反ソ反共の印象を與えること、而も今回のこの国連憲章百七條に違反するところの内容……

○議長（佐藤尚武君） 時間が来ました。兼岩君、時間でありました。○兼岩一君（統） 内容は、ダレス氏の来朝を機として、この感謝決議の形、人情づくめ、きれいごとの形の中に、反ソ反共の（もうよろしい）と呼ぶ者あり）宣伝を浸透させようとする意図である。これが私の反対する第二の点であります。（議長、時間）と呼ぶ者あり）○議長（佐藤尚武君） 時間でありました。（やめろ／＼）と呼ぶ者あり）兼岩君、時間が来ました。すでに二分過ぎておりますから……

す。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。〔起立者多数〕○議長（佐藤尚武君） 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 日程第一、公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案（荒木正三郎君外十名発議）を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。文部委員長堀越徳郎君。〔審査報告書は都合により第十八に掲載〕公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案 昭和二十六年二月九日 発議者 荒木正三郎 若木 勇藏 成瀬 峰治 高田なほ子 波多野 鼎 和田 博雄 相馬 助治 小笠原三三男 梅津 錦一 カニエ邦彦

矢嶋 三義 参議院議長佐藤尚武殿 公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律

この法律は、昭和二十六年二月十三日から施行する。 附則 〔堀越徳郎君登壇、拍手〕 ○堀越徳郎君 只今議題となりました公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案、これにつきまして文部委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。 この法案は荒木正三郎君は十名の諸君の発議提案にかかるものでございす。法案の内容は、今第十回国会に政府から提出いたしました現在審議中

の教育公務員特例法の一部を改正する法律案の附則第四項に相当したものでございまして、公立学校の教育公務員で現に地方議会の議員を兼ねている者について、この議員の残任期間中なお議員を兼ね得るよう措置をいたそうとする趣旨のものであります。

公立学校の教育公務員で地方公共団体の議員を兼ねておられる者は、昨年六月三十日で、府県会百二十七名、市町村会が二千三百五十一名に達しておるのであります。ところが、御承知のように、この兼職の根拠規定をなしておられます教育公務員特例法第三十三條及びそれに基づく教育公務員特例法施行令第十六條は、二月十三日、地方公務員法の施行に伴い失効いたしましたこととなっております。只今政府より提出いたしております教育公務員特例法の一部を改正する法律案の附則第四項が、これに対してこれらの議員の残任期間中兼職を継続いたし得るよう措置しておりますのは、そのような理由に基づくものであります。併しながら同法案は、現在における国会の審議経過から推察いたしましたして、到底

二月十三日までは両院においてその審議を終了いたす見込がございませんので、その際には兼職議員は失格の止むなきこととなりまして、既得権の重大な剥奪と相成りまする故に、ここに取りあはず同法案の附則第四項だけを取り出しまして單行法として提案し、早急に必要なる措置を講ずるようにしたものであります。

本法案は以上のような理由に基いて提案いたされたものでございしますから、委員会においても動議に基きまして質疑討論を省略いたしまして、全会一致を以て可決いたしましたものであります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤岡武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○議長(佐藤岡武君) 議員起立を認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の請願

一、実地調査のため議員派遣の件

一、議員派遣変更の件

一、未帰還同胞の引揚促進並びに実地調査に關し國際連合に謝意を表明することに關する決議案

一、日程第一 公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員

結城 安次君 山本 勇造君
村上 義一君 前田 綱君
堀越 儀郎君 藤森 眞治君
藤野 榮雄君 波多野林一君
野田 俊作君 伊達源一郎君
竹下 豐次君 高橋 道男君
高橋龍太郎君 鈴木 直人君

島村 軍次君 西郷吉之助君
高良 とみ君 小林 政夫君
小宮山常吉君 木下 辰雄君
河井 彌八君 片柳 眞吉君
柏木 陣治君 加藤 正人君
奥 むめお君 岡本 愛祐君
岡部 常君 小野 哲君
尾山 三郎君 長島 銀藏君
上原 正吉君 草葉 隆圓君
石川 榮一君 大谷 登彌君
九鬼教十郎君 加納 金助君
大矢半次郎君 城 義臣君
植竹 春彦君 小野 義夫君
鈴木 安孝君 寺尾 豊君
黒田 英雄君 石坂 豊一君
岩沢 忠恭君 中川 幸平君
一松 政二君 小杉 葉安君
中川 以良君 赤澤 與仁君
赤木 正雄君 野田 卯一君
大野木秀次郎君 加藤 武徳君
長谷山行敏君 古池 信三君
平井 太郎君 白波瀧米吉君
山縣 勝見君 安井 謙君
山本 米治君 岡田 信次君
愛知 葵一君 石村 幸作君
池田宇右衛門君 島津 忠彦君

紅露 みつ君 深川タマエ君
鈴木 恭一君 川村 松助君
油井賢太郎君 山田 佐一君
堀 末治君 櫻内 義雄君
西田 隆男君 平岡 市三君
左藤 義詮君 林屋龜次郎君
櫻内 辰郎君 一松 定吉君
鬼丸 義彌君 村尾 重雄君
藤原 道子君 島 清君
加藤シヅエ君 若木 勝蔵君
永井純一郎君 三橋八次郎君
齋 武雄君 高田なほ子君
山花 秀雄君 荒木正三郎君
菊川 孝夫君 赤松 常子君
菊田 七平君 田中 一君
大隈 信幸君 前之園喜一郎君
岩男 仁藏君 伊藤 修君
波多野 豊君 小笠原三三男君
駒井 藤平君 小川 久義君
木内 四郎君 大野 幸一君
曾根 益君 須藤 五郎君
岩間 正男君 兼岩 傳一君
千葉 信君 水橋 藤作君
梅津 錦一君 東 隆君
森 八三一君 佐多 忠隆君
相馬 助治君 千田 正君

三浦 辰雄君 松浦 定義君
堀木 謙三君 松原 一彦君
羽仁 五郎君 内村 清次君
矢嶋 三義君 木下 源吉君
和田 博雄君 下條 恭兵君
森崎 隆君 平林 太一君

國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君
厚生大臣 黒川 武雄君
國務大臣 林 譲治君

政府委員

外務政務次官 草葉 隆圓君
外務省管理局長 倭島 英二君
文部省初等中等教育局長 辻田 力君
引揚援護庁長官 宮崎 太一君

定價 一部 六円五十銭
送料 実費
發行所

東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三一
振替 東京一九〇〇〇 官報課